

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B1)

(11) 特許番号

特許第6880165号
(P6880165)

(45) 発行日 令和3年6月2日(2021.6.2)

(24) 登録日 令和3年5月7日(2021.5.7)

(51) Int.CI.

F 1

G06Q 20/10 (2012.01)
G06Q 20/32 (2012.01)G06Q 20/10 300
G06Q 20/32 300

請求項の数 13 (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2019-239480 (P2019-239480)
(22) 出願日 令和1年12月27日 (2019.12.27)
審査請求日 令和1年12月27日 (2019.12.27)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 519110124
P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町1番3号
(74) 代理人 110002147
特許業務法人酒井国際特許事務所
(72) 発明者 マハートレ アディーティヤ
東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y
P a y 株式会社内
(72) 発明者 植村 浩太郎
東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y
P a y 株式会社内
(72) 発明者 楊 畔
東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y
P a y 株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】決済プログラム、決済装置及び決済方法

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者に対する請求の内容を示す請求情報とともに、前記請求情報に対応する支払額と支払先とを示し、決済処理の実行を受け付けるための支払コンテンツを受け付けると、前記支払コンテンツを利用者に提供する提供手順と、

支払コンテンツを介して支払を行うための操作が行われた場合は、決済を行う決済サーバに対して、前記請求情報が示す内容の請求を送信し、前記請求情報に対応する支払を行うための決済処理を実行させる決済処理手順と

をコンピュータに実行させるための決済プログラム。

【請求項2】

前記提供手順は、複数の前記請求情報とともに、各請求情報に対応する支払額と支払先とを示し、決済処理の実行を受け付けるための複数の支払コンテンツを受け付けると、前記複数の支払コンテンツを利用者に提供し、

前記決済処理手順は、前記複数の支払コンテンツのうちいずれかの支払コンテンツを前記利用者が選択し、選択された当該支払コンテンツを介して支払を行うための操作が当該利用者により行われた場合は、前記決済サーバに対して、当該支払コンテンツに対応する請求情報が示す内容の請求を送信し、前記請求情報に対応する支払を行うための決済処理を実行させる

ことを特徴とする請求項1に記載の決済プログラム。

【請求項3】

10

20

前記請求情報が受け付けられた場合は、当該請求情報を受け付けた旨を前記コンピュータが有する表示装置に表示させることで、前記利用者に通知する通知手順

を前記コンピュータに実行させ、

前記提供手順は、

前記利用者が前記通知を選択した場合は、前記請求情報を提供することを特徴とする請求項1又は2に記載の決済プログラム。

【請求項4】

前記提供手順は、

前記請求情報と共に、支払いを示す支払コンテンツを前記利用者に提供し、

前記決済処理手順は、

前記利用者が前記支払コンテンツを選択した場合は、前記決済サーバに、当該支払コンテンツとともに提供された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行させる

ことを特徴とする請求項1～3のうちのいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項5】

前記提供手順は、

複数の請求情報を前記利用者に提供し、

前記決済処理手順は、

前記利用者がいずれかの請求情報を選択した後で前記操作を行った場合は、前記決済サーバに、選択された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行させる

ことを特徴とする請求項1～4のうちのいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項6】

前記提供手順は、

前記利用者が支払いを行った請求の内容を示す請求情報の履歴をさらに提供することを特徴とする請求項1～5のうちのいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項7】

前記提供手順は、

前記請求の対象となる取引対象を示す対象情報を複数表示し、前記利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求情報を表示する

ことを特徴とする請求項1～6のうちのいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項8】

前記提供手順は、

前記利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求情報とともに、当該対象情報と対応する取引対象に関する請求を自動的に行う旨を示す自動コンテンツを提供し、

前記決済処理手順は、

前記利用者が前記自動コンテンツを選択した場合は、前記決済サーバに、前記利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求が発生した際に自動的に支払を行うための決済処理を実行させる

ことを特徴とする請求項7に記載の決済プログラム。

【請求項9】

前記提供手順は、

前記請求情報として、請求額を示す情報、請求元を示す情報、請求の対象となる取引対象を示す情報の少なくともいずれか1つを含む情報を提供する

ことを特徴とする請求項1～8のうちのいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項10】

前記提供手順は、

公共料金の支払いに関する請求情報を受け付けた場合は、当該請求情報を前記利用者に提供し、

10

20

30

40

50

前記決済処理手順は、

決済を行う決済サーバに、前記公共料金の支払いを行うための決済処理を実行させる
ことを特徴とする請求項1～9のうちいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項11】

前記決済処理手順は、

口座間の送金を実現する外部のサーバ装置に対し、前記請求情報が示す請求の内容を通知する

ことを特徴とする請求項1～10のうちいずれか1つに記載の決済プログラム。

【請求項12】

利用者に対する請求の内容を示す請求情報とともに、前記請求情報に対応する支払額と
支払先とを示し、決済処理の実行を受け付けるための支払コンテンツを受け付けると、前記支払コンテンツを利用者に提供する提供部と、
10

支払コンテンツを介して支払を行うための操作が行われた場合は、決済を行う決済サーバ
に対して、前記請求情報が示す内容の請求を送信し、前記請求情報に対応する支払を行
うための決済処理を実行させる決済処理部と

を有することを特徴とする決済装置。

【請求項13】

決済装置が実行する決済方法であって、

利用者に対する請求の内容を示す請求情報とともに、前記請求情報に対応する支払額と
支払先とを示し、決済処理の実行を受け付けるための支払コンテンツを受け付けると、前記支払コンテンツを利用者に提供する提供工程と、
20

支払コンテンツを介して支払を行うための操作が行われた場合は、決済を行う決済サーバ
に対して、前記請求情報が示す内容の請求を送信し、前記請求情報に対応する支払を行
うための決済処理を実行させる決済処理工程と

をコンピュータに実行させるための決済方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、決済プログラム、決済装置及び決済方法に関する。

【背景技術】

【0002】

従来、インターネット等の各種ネットワークを介して、料金の支払いを行う技術が提案されている。このような技術の一例として、口座振替に関する情報を取得すると、取得した情報に沿った口座振替を実行させるための口座振替データを生成し、銀行システムに送信する技術が提案されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2016-126720号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上述した技術では、口座振替といった各種送金のユーザビリティを改善する余地がある。

【0005】

例えば、上述した従来技術では、会員のうち口座振替が行われなかった利用者について、再度の口座振替を実行させるための情報を生成しているに過ぎない。このため、送金元となる利用者が意図しなかったタイミングで口座振替が行われてしまう恐れがある。

【0006】

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、各種送金のユーザビリティを改善するこ
50

とを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本願に係る決済プログラムは、利用者に対する請求の内容を示す請求情報を受け付けた場合は、当該請求情報を利用者に提供する提供手順と、前記利用者が支払いを行うための操作を行った場合は、前記請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行する決済処理手順とをコンピュータに実行させることを特徴とする。

【発明の効果】

【0008】

実施形態の一態様によれば、各種送金のユーザビリティを改善することができるという効果を奏する。 10

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】図1は、実施形態に係る決済処理の一例を示す図である。

【図2】図2は、電子決済アプリにより表示されるコンテンツの一例を示す図である。

【図3】図3は、実施形態に係る端末装置の構成例を示す図である。

【図4】図4は、実施形態に係る第2アプリケーションの構成例を示す図である。

【図5】図5は、実施形態に係る決済サーバの構成例を示す図である。

【図6】図6は、実施形態に係る口座データベースの一例を示す図である。

【図7】図7は、実施形態に係る請求情報データベースの一例を示す図である。 20

【図8】図8は、実施形態に係る決済処理の手順の一例を示すフローチャートである。

【図9】図9は、端末装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。

【発明を実施するための形態】

【0010】

以下に本願に係る決済プログラム、決済装置及び決済方法を実施するための形態（以下、「実施形態」と呼ぶ）について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る決済プログラム、決済装置及び決済方法が限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付し、重複する説明は省略される。 30

【0011】

【1. 実施形態】

図1を用いて、本実施形態の決済プログラム等により実現される決済処理を説明する。図1は、実施形態に係る決済処理の一例を示す図である。なお、図1では、実施形態に係る決済プログラムによる決済処理は、図1に示す端末装置100によって行われる。つまり、端末装置100は、実施形態に係る決済プログラムによる制御に従って、実施形態に係る決済処理を実行する。

【0012】

図1に示すように、実施形態に係る決済システム1は、決済サーバ10と、端末装置100と、事業者サーバ200を含む。決済サーバ10、端末装置100及び事業者サーバ200は、ネットワークN（例えば、図2参照）を介して有線または無線により相互に通信可能に接続される。ネットワークNは、例えば、インターネットなどのWAN（Wide Area Network）である。なお、図1に示した決済システム1には、複数台の決済サーバ10、複数台の端末装置100及び複数台の事業者サーバ200が含まれていてもよい。 40

【0013】

図1に示す決済サーバ10は、端末装置100を用いる電子決済に関する電子決済サービスを提供し、各種の決済を行う情報処理装置であり、例えば、サーバ装置やクラウドシステムにより実現される。例えば、決済サーバ10は、取引対象の提供者（事業者）や取引対象が提供される利用者の口座を管理しており、利用者からの決済要求に従って、口座間における電子マネーの送金等を行うことで、各種決済を実現する。なお、電子マネーと 50

は、例えば、各種企業が独自に用いるポイントや通貨等であってもよく、日本円やドル等の国家により提供される貨幣を電子的に取引可能としたものであってもよい。

【0014】

図1に示す端末装置100は、利用者によって利用される情報処理装置である。端末装置100は、例えば、スマートフォンや、タブレット型端末や、ノート型PC(Personal Computer)や、デスクトップPCや、携帯電話機や、PDA(Personal Digital Assistant)等により実現される。また、端末装置100は、決済サーバ10によって配信される情報を、ウェブブラウザやアプリケーションにより表示する。なお、図1に示す例では、端末装置100がスマートフォンである場合を示す。

【0015】

図1に示す事業者サーバ200は、各事業者が利用する情報処理装置であり、例えば、サーバやクラウドシステム等により実現される。例えば、事業者サーバ200は、各事業者が提供するサービスに関する情報として、利用者のサービスの利用に応じた料金の請求に関する請求情報を管理する。

【0016】

ここで、端末装置100が実行する決済処理に先立ち、端末装置100を用いた決済(電子決済)の一例について説明する。なお、以下の説明では、店舗に配置された2次元コード(QRコード(登録商標))であって、店舗を識別する店舗識別情報を示す2次元コードを用いて、利用者Uが端末装置100を用いた決済を行う例について説明するが、実施形態は、これに限定されるものではない。以下に説明する決済の一例は、任意の利用者Uが任意の端末装置100を用いて、任意の店舗にて決済を行う場合においても適用可能である。また、店舗識別情報は、QRコード(登録商標)のみならず、バーコードや所定のマーク、番号等であってもよい。

10

【0017】

例えば、利用者Uが店舗にて各種の商品やサービスといった決済対象の利用や購入に伴う決済を行う場合、利用者Uは、端末装置100に予めインストールされた決済用のアプリケーションを起動する。そして、利用者Uは、アプリケーションを介して、店舗に設置された店舗識別情報を撮影する。このような場合、端末装置100は、決済対象の価格を入力するための画面を表示し、利用者U或いは店舗の店員から決済額の入力を受付ける。そして、端末装置100は、利用者Uを識別する利用者情報と、店舗識別情報(若しくは、店舗識別情報が示す情報、すなわち、店舗を示す情報)と、決済額とを示す決済情報を決済サーバ10へと送信する。

20

【0018】

このような場合、決済サーバ10は、利用者情報が示す利用者Uの口座から、店舗識別情報が示す店舗の口座へと、決済額が示す額の電子マネーを移行させる。そして、決済サーバ10は、決済が完了した旨の通知を端末装置100へと送信する。このような場合、端末装置100は、決済が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、電子マネーによる決済が行われた旨を通知する。

30

【0019】

なお、端末装置100を用いた決済は、上述した処理に限定されるものではない。例えば、端末装置100を用いた決済は、店舗に設置された店舗端末を用いたものであってもよい。例えば、端末装置100は、利用者Uを識別するための利用者識別情報を画面上に表示させる。このような場合、店舗に設置された店舗端末は、端末装置100に表示された利用者識別情報を読み取り、利用者識別情報と、決済額と、店舗を識別する情報とを示す決済情報を決済サーバ10へと送信する。このような場合、決済サーバ10は、利用者識別情報が示す利用者Uの口座から、店舗の口座へと、決済額が示す額の電子マネーを移行させ、店舗の店舗端末あるいは端末装置100に対し、決済が完了した旨の画面や所定の音声を出力することで、決済が行われた旨を通知してもよい。

40

【0020】

また、端末装置100を用いた決済は、利用者Uが予め電子マネーをチャージした口座

50

から店舗の口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、例えば、利用者Uが予め登録したクレジットカードを用いた決済であってもよい。このような場合、例えば、決済サーバ10は、店舗の口座に対して決済額の電子マネーを送金するとともに、利用者Uのクレジットカードの運用会社に対し、決済額を請求してもよい。

【0021】

また、端末装置100を用いた決済は、利用者Uの口座から店舗の口座へと電子マネーを移行させる処理のみならず、例えば、利用者Uの口座から、所定の取引対象を提供する提供者（事業者）の口座へと電子マネーを移行させる決済であってもよい。このような場合、利用者Uは、事業者が利用者Uに対して送付した支払帳票（例えば、コンビニ収納代行サービスにおいて用いられる振込票）に含まれるバーコードを、端末装置100が備える撮影装置（カメラ）で読み取る。そして、端末装置100は、読み取ったバーコードが示す支払先や支払額を画面に表示し、利用者Uから当該支払先に対する送金を承認する旨の操作を受け付けた場合、利用者識別情報と、支払額と、支払先を識別する情報とを示す決済情報を決済サーバ10へと送信する。このような場合、決済サーバ10は、利用者Uの口座から、支払先の口座へと、支払額が示す額の電子マネーを移行させる。

【0022】

ここで、従来、各種ネットワークを介して料金の支払いを行う技術として、口座振替に関する情報を取得した際に口座振替を実行させるための口座振替データを生成し、銀行システムに送信する技術が知られている。しかしながら、このような技術を用いて送金を行う場合、送金元となる利用者が意図しなかったタイミングで口座振替が行われてしまう恐れがあり、ユーザビリティが良いとはいえない場合がある。

【0023】

そこで、端末装置100は、実施形態に係る決済処理を実行する。以下、図1を用いて、端末装置100が実行する決済処理について説明する。なお、以下の説明では、端末装置100が利用者Uにより利用される例を示す。また、以下の説明では、端末装置100を利用者Uと同一視する場合がある。すなわち、以下では、利用者Uを端末装置100と読み替えることもできる。

【0024】

また、以下の説明では、決済システム1は、利用者に水道や電気、ガスなどを供給するサービス（公益事業）を行う事業者により管理される事業者サーバ201及び202（以下、「事業者サーバ200」と総称する場合がある）を有するものとする。なお、決済システム1には、任意の数の端末装置100及び事業者サーバ200が含まれてよい。

【0025】

まず、事業者サーバ200は、各利用者のサービスの利用に応じた料金の請求に関する請求情報を決済サーバ10に送信する（ステップS1）。例えば、事業者サーバ200は、水道や電気、ガスなどの利用に応じて各利用者に課金する料金を決定し、決定した料金の請求に関する請求情報を決済サーバ10に送信する。具体的な例を挙げると、事業者サーバ200は、料金を課金した利用者（請求先）を示す情報や、利用者に料金を請求する事業者（請求元）を示す情報、課金額（請求額）、請求の対象となる取引対象、支払期日などを含む請求情報を決済サーバ10に送信する。

【0026】

続いて、決済サーバ10は、請求情報を端末装置100に配信する（ステップS2）。例えば、決済サーバ10は、利用者Uに対応する請求情報と共に、当該請求情報に対応するコンテンツであって、当該請求情報に対応する請求額の支払いを利用者Uが行うためのコンテンツである支払コンテンツを端末装置100に配信する。具体的な例を挙げると、決済サーバ10は、端末装置100に予めインストールされた電子決済用のアプリケーション（決済サーバ10が提供するアプリケーション）上で表示される請求情報及び支払コンテンツを端末装置100に配信する。

【0027】

続いて、端末装置100は、新たな請求情報が配信された旨を通知する（ステップS3

10

20

30

40

50

）。例えば、端末装置 100 は、予めインストールされた電子決済用のアプリケーション（決済サーバ 10 が提供するアプリケーション。以下、「電子決済アプリ」と記載する場合がある）が起動された際、当該アプリケーション上で新たな請求情報が配信された旨を通知する。また、例えば、端末装置 100 は、新たな請求情報が配信された旨のプッシュ通知を表示する。

【0028】

続いて、利用者 U は、支払対象となる請求情報を選択し、当該請求情報に対応する支払いを行うための操作を行う（ステップ S4）。例えば、利用者 U は、支払いを行うための操作として、電子決済アプリにより端末装置 100 に表示される支払コンテンツに対する選択操作を行う。

10

【0029】

続いて、端末装置 100 は、支払対象となる請求情報を決済サーバ 10 に通知する（ステップ S5）。例えば、端末装置 100 は、利用者 U が選択操作を行った支払コンテンツと共に配信された請求情報を決済サーバ 10 に通知する。

【0030】

ここで、図 2 を用いて、実施形態に係る決済処理において電子決済アプリにより端末装置 100 に表示される各種コンテンツについて説明する。図 2 は、電子決済アプリにより表示されるコンテンツの一例を示す図である。

【0031】

図 2 に示すように、端末装置 100 は、電子決済アプリが起動された際、初期表示としてコンテンツ C1 を表示する。例えば、端末装置 100 は、上述した電子決済に関する各種コンテンツを表示する。ここで、ボタン B1 に対する選択操作を受け付けた場合、端末装置 100 は、事業者からの各種料金の請求に関するコンテンツ C2 を表示する。

20

【0032】

図 2 の例において、端末装置 100 は、決済サーバ 10 から配信された請求情報に対応する請求のうち、請求額が未払いであるものが存在する旨を通知する通知コンテンツ NC1 を含むコンテンツ C2 を表示する。例えば、コンテンツ C2 の下部（文字列「請求書を読み取る」が表示された領域）に対する選択操作を受け付けた場合、端末装置 100 は、上述した支払帳票を用いた決済に関する処理を行う。また、通知コンテンツ NC1 に対する選択操作を受け付けた場合、端末装置 100 は、請求情報に対応する請求に対する支払内容に関するコンテンツ C3 を表示する。

30

【0033】

図 2 の例において、端末装置 100 は、決済サーバ 10 から配信された請求情報に対応する請求に対して、利用者 U が電子決済を用いて行った支払いの履歴を示す情報と、新たな請求情報が配信された旨を通知する通知コンテンツ NC2 とを含むコンテンツ C3 を表示する。ここで、通知コンテンツ NC2 に対する選択操作を受け付けた場合、端末装置 100 は、通知コンテンツ NC2 に対応する請求情報を示すコンテンツ C4 を表示する。

【0034】

図 2 の例において、端末装置 100 は、請求情報と、支払コンテンツ PC1 とを含むコンテンツ C4 を表示する。ここで、支払コンテンツ PC1 に対する選択操作を受け付けた場合、端末装置 100 は、コンテンツ C4 が示す請求情報を決済サーバ 10 に通知する。そして、端末装置 100 は、請求情報が決済サーバ 10 に通知された旨を示すコンテンツ C5 を表示する。

40

【0035】

なお、端末装置 100 は、コンテンツ C1 やコンテンツ C2 において、新たな請求情報が配信された旨を通知してもよい。また、端末装置 100 は、配信された請求情報に対応するプッシュ通知をログイン用の画面上に配置して表示してもよい。そして、端末装置 100 は、プッシュ通知に対する利用者の選択操作を受け付けることにより、コンテンツ C4 を表示する。

【0036】

50

図1に戻り、説明を続ける。決済サーバ10は、通知された請求情報に従って、口座間の送金を行う(ステップS6)。例えば、決済サーバ10は、利用者Uの口座から、通知された請求情報に対応する請求元の口座へと、請求額分の電子マネーの送金を行う。

【0037】

以上のように、実施形態に係る端末装置100は、請求情報と共に支払コンテンツの配信を受け付け、支払コンテンツに対する選択操作を受け付けた場合に、当該請求情報を決済サーバ10に通知(言い換えると、請求額の送金要求を通知)する。これにより、実施形態に係る端末装置100は、請求情報が配信された後、利用者が対応する支払いコンテンツに対する選択操作を行ったタイミング、言い換えると、利用者の任意のタイミングで、請求情報が示す請求に対する支払い(送金)を行うことができる。すなわち、実施形態に係る端末装置100は、各種送金のユーザビリティを改善することができる。

10

【0038】

また、従来、事業者が作成した請求書(支払帳票)を電子化したデータ(所謂、電子請求書)を利用者に配信する技術が知られている。しかしながら、電子請求書を用いて利用者が支払いを行う場合、電子請求書に含まれるコードを利用者の端末装置に表示し、収納代行サービスを提供する店舗に設置された端末により当該コードを読み取る必要があり、ユーザビリティが良いとはいえない場合がある。これに対し、実施形態に係る端末装置100は、請求情報と共に配信された支払コンテンツに対する選択操作を受け付けることのみによって、当該請求情報が示す請求に対する支払いを行うことができるため、各種送金のユーザビリティを改善することができる。

20

【0039】

〔2. 端末装置の構成〕

次に、上述した決済処理を実現するための端末装置100について図3を用いて説明する。図3は、実施形態に係る端末装置の構成例を示す図である。図2に示すように、端末装置100は、通信部110と、記憶部120と、カメラ130と、タッチパネル140と、制御部150とを有する。

【0040】

(通信部110について)

通信部110は、例えば、NIC(Network Interface Card)等によって実現される。そして、通信部110は、ネットワークNと有線または無線で接続され、電子決済用のアプリケーションを配信する決済サーバ10や、事業者サーバ200等との間で情報の送受信を行う。

30

【0041】

(記憶部120について)

記憶部120は、例えば、RAM(Random Access Memory)、フラッシュメモリ(Flash Memory)等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。また、記憶部120は、カメラ130により撮影された画像を記憶する。

【0042】

(カメラ130について)

カメラ130は、画像(動画或いは静止画)を撮像するための撮像装置である。カメラ130は、例えば、CCD(Charged-coupled devices)センサやCMOS(Complementary metal-oxide-semiconductor)センサ等の撮像素子により構成される。

40

【0043】

(タッチパネル140について)

タッチパネル140は、液晶ディスプレイ等により実現され、各種情報を表示し、利用者の指や専用ペンで利用者から各種操作を受け付ける入力装置である。

【0044】

(制御部150について)

制御部150は、コントローラ(controller)であり、例えば、CPU(Central Pro

50

cessing Unit) や MPU (Micro Processing Unit) 等によって、端末装置 100 内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムが RAM を作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部 150 は、コントローラであり、例えば、ASIC (Application Specific Integrated Circuit) や FPGA (Field Programmable Gate Array) 等の集積回路により実現される。

【0045】

ここで、制御部 150 は、複数のアプリケーションを実行することにより、端末装置 100 に関する各種機能を実現することとなる。例えば、図 3 に示す例において、制御部 150 は、第 1 アプリケーション 151 や第 2 アプリケーション 152 を実行している。なお、制御部 150 は、図 3 に示すアプリケーション以外にも、任意の機能を発揮するための任意の数のアプリケーションを実行して良い。

【0046】

第 1 アプリケーション 151 は、端末装置 100 の OS (Operating System) となるアプリケーションである。第 2 アプリケーション 152 は、上述した決済処理を端末装置 100 に実行させる。以下、図 4 を用いて、第 2 アプリケーション 152 が有する機能構成の一例について説明する。図 4 は、実施形態に係る第 2 アプリケーションの構成例を示す図である。図 4 に示すように、実施形態に係る第 2 アプリケーション 152 は、受付部 1521 と、通知部 1522 と、提供部 1523 と、決済処理部 1524 と、表示制御部 1525 とを有し、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。

【0047】

(受付部 1521 について)

受付部 1521 は、請求情報と、支払を示す支払コンテンツとを受け付ける。例えば、図 1 の例において、受付部 1521 は、利用者 U に対応する請求情報と共に、当該請求情報に対応するコンテンツであって、当該請求情報に対応する請求額の支払いを利用者 U が行うためのコンテンツである支払コンテンツを決済サーバ 10 から受け付ける。

【0048】

(通知部 1522 について)

通知部 1522 は、請求情報が受け付けられた場合は、当該請求情報を受け付けた旨を通知する。例えば、図 1 の例において、通知部 1522 は、電子決済アプリが起動された際、当該アプリケーション上で新たな請求情報が配信された旨を通知する。具体的な例を挙げると、図 2 の例において、通知部 1522 は、コンテンツ C1 ~ C3 のいずれかにおいて、新たな請求情報が配信された旨を通知する。また、例えば、端末装置 100 は、配信された請求情報に対応するプッシュ通知をログイン用の画面上に配置して通知する。

【0049】

(提供部 1523 について)

提供部 1523 は、利用者に対する請求の内容を示す請求情報を受け付けた場合は、当該請求情報を利用者に提供する。例えば、図 1 の例において、提供部 1523 は、電子決済アプリ上で利用者 U に請求情報を提供する。

【0050】

また、提供部 1523 は、利用者が通知を選択した場合は、請求情報を提供してもよい。例えば、図 2 の例において、提供部 1523 は、新たな請求情報が配信された旨を通知する通知コンテンツ NC2 に対する選択操作を受け付けた場合、通知コンテンツ NC2 に対応する請求情報を示すコンテンツ C4 を表示する。

【0051】

また、提供部 1523 は、請求情報と共に、支払いを示す支払コンテンツを利用者に提供してもよい。例えば、図 1 の例において、提供部 1523 は、利用者 U に対応する請求情報と共に、当該請求情報に対応するコンテンツであって、当該請求情報に対応する請求額の支払いを利用者 U が行うためのコンテンツである支払コンテンツ (図 2 の例における支払コンテンツ PC1) を提供する。

【0052】

10

20

30

40

50

ここで、決済サーバ10から請求情報を受け付けた際に請求情報を提供するだけでなく、各事業者からの請求に関する各種の情報を利用者に提供することにより、利便性を向上させたいといった要望が考えられる。したがって、提供部1523は、複数の請求情報を利用者に提供してもよい。例えば、提供部1523は、決済サーバ10から新たに配信された複数の請求情報や、配信済みの請求情報であって、対応する請求額の支払いが行われていない請求情報などを利用者に提供する。具体的な例を挙げると、提供部1523は、図2に示すコンテンツC3において、さらに、複数の請求情報のそれぞれに対応する複数の通知コンテンツを提供（表示）する。

【0053】

また、提供部1523は、利用者が支払いを行った請求の内容を示す請求情報の履歴をさらに提供してもよい。例えば、図2の例において、提供部1523は、決済サーバ10から配信された請求情報に対応する請求に対して、利用者Uが電子決済を用いて行った支払いの履歴を示す情報を含むコンテンツC3を提供する。

【0054】

また、提供部1523は、請求情報として、請求額を示す情報を提供してもよい。例えば、図2の例において、提供部1523は、通知コンテンツNC2に対する選択操作を受け付けた場合、通知コンテンツNC2に対応する請求額を含むコンテンツC4を提供する。

【0055】

また、提供部1523は、請求情報として、請求元を示す情報を提供してもよい。例えば、図2の例において、提供部1523は、通知コンテンツNC2に対する選択操作を受け付けた場合、さらに、通知コンテンツNC2に対応する請求元を示す情報を含むコンテンツC4を提供する。

【0056】

また、提供部1523は、請求情報として、請求の対象となる取引対象を示す情報を提供してもよい。例えば、図2の例において、提供部1523は、通知コンテンツNC2に対する選択操作を受け付けた場合、さらに、通知コンテンツNC2に対応する取引対象（例えば、水道や電気、ガスなど）を示す情報を含むコンテンツC4を提供する。

【0057】

また、提供部1523は、公共料金の支払いに関する請求情報を受け付けた場合は、当該請求情報を利用者に提供してもよい。例えば、提供部1523は、利用者Uに水道や電気、ガスなどを供給するサービス（公益事業）を行う事業者が利用者に課金する公共料金の支払いに関する請求情報を提供する。

【0058】

また、提供部1523は、請求の対象となる取引対象を示す対象情報を複数表示し、利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求情報を表示してもよい。例えば、図2の例において、提供部1523は、取引対象「電気」を示す対象情報「AAAでんき」や、取引対象「ガス」に対応する「AAAガス」などを提供する。そして、利用者Uが対象情報「AAAでんき」を選択した場合、取引対象「電気」に関して決済サーバ10から配信された請求情報や、当該請求情報に対応する通知、支払コンテンツ、取引対象「電気」に対応する請求に対して利用者Uが電子決済を用いて行った支払いの履歴を示す情報をなどを含むコンテンツ（以下、「対象コンテンツ」と記載する場合がある）を提供する。

【0059】

また、提供部1523は、請求額を示す情報、請求元を示す情報、請求の対象となる取引対象を示す情報の少なくともいずれか1つを含む請求情報を提供してもよい。なお、提供部1523は、上記の処理を複数組み合わせ、請求情報を提供してもよい。例えば、提供部1523は、請求額を示す情報と請求元を示す情報とを請求情報として提供してもよい。

【0060】

10

20

30

40

50

ここで、請求が発生した場合に自動的に決済処理を実行することで、利用者の利便性を向上させたいといった要望が考えられる。したがって、提供部1523は、利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求情報とともに、当該対象情報と対応する取引対象に関する請求を自動的に行う旨を示す自動コンテンツを提供してもよい。例えば、提供部1523は、取引対象に関する請求額の支払いを自動的に行う旨を指示するための自動コンテンツを、対象コンテンツに含めて利用者に提供する。

【0061】

(決済処理部1524について)

決済処理部1524は、利用者が支払いを行うための操作を行った場合は、請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行する。例えば、決済処理部1524は、利用者が支払いを行うための操作を行った場合は、決済サーバ10が提供する電子決済サービスを用いた決済処理を実行する。

10

【0062】

また、決済処理部1524は、利用者が支払コンテンツを選択した場合は、当該支払コンテンツとともに提供された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行してもよい。例えば、決済処理部1524は、利用者が選択した支払コンテンツとともに提供された請求情報が示す内容の請求に対する支払(決済処理)を、決済サーバ10が提供する電子決済サービスを用いて実行する。

【0063】

また、決済処理部1524は、利用者がいずれかの請求情報を選択した後で操作を行った場合は、選択された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行してもよい。例えば、提供部1523により提供された複数の請求情報のいずれかを選択した後で利用者が支払いを行うための操作を行った場合、決済処理部1524は、選択された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を、決済サーバ10が提供する電子決済サービスを用いて実行する。

20

【0064】

また、決済処理部1524は、公共料金の支払いを行うための決済処理を実行してもよい。例えば、決済処理部1524は、利用者に水道や電気、ガスなどを供給するサービス(公益事業)を行う事業者が利用者に課金した公共料金の支払いを行うための決済処理を実行する。

30

【0065】

また、決済処理部1524は、口座間の送金を実現する外部のサーバ装置に対し、請求情報が示す請求の内容を通知してもよい。例えば、図1の例において、決済処理部1524は、利用者Uが選択操作を行った支払コンテンツと共に配信された請求情報を決済サーバ10に通知する。

【0066】

また、決済処理部1524は、利用者が自動コンテンツを選択した場合は、利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求が発生した際に自動的に支払を行うための決済処理を実行してもよい。例えば、取引対象「電気」に対応する対象コンテンツに含まれる自動コンテンツが利用者に選択された場合、決済処理部1524は、決済サーバ10から取引対象「電気」に関する請求情報が配信された際に、当該請求情報が示す支払期日までに自動的に請求額の支払いを行うための決済処理を実行する。具体的な例を挙げると、決済処理部1524は、決済サーバ10から取引対象「電気」に関する請求情報が配信された後から支払期日までに利用者が支払いを行うための操作を行った場合、当該操作に応じて決済処理を実行し、支払期日までに利用者が支払いを行うための操作を行わなかった場合、自動的に支払いを行うための決済処理を実行する。

40

【0067】

なお、決済処理部1524は、事業者が利用者に対して送付した支払帳票を用いた決済処理を実行してもよい。例えば、カメラ130は、利用者の操作に応じて、電子決済アプリを介して支払帳票に含まれるバーコードを読み取る。そして、決済処理部1524は、

50

読み取ったバーコードが示す請求元や請求額などに基づく決済処理を実行する。

【0068】

なお、決済処理部1524は、店舗における電子決済を用いた決済処理を実行してもよい。例えば、決済処理部1524は、利用者を識別する利用者情報と、カメラ130が撮影した店舗識別情報を示す情報と、利用者或いは店舗の店員から端末装置100に入力された決済額とを示す決済情報を決済サーバ10へと送信する。

【0069】

(表示制御部1525について)

表示制御部1525は、利用者の操作や、決済処理部1524が実行した決済処理などに応じて端末装置の画面(タッチパネル140)の表示を制御する。

10

【0070】

なお、表示制御部1525は、利用者が支払帳票を用いた決済を行う場合、利用者の操作に応じてバーコードを撮影するための画面や、決済処理が実行されたことを示す画面を表示させてもよい。また、表示制御部1525は、利用者が店舗における電子決済を用いた決済を行う場合、利用者の操作に応じて電子決済に関する画面の表示を制御してもよい。例えば、表示制御部1526は、店舗を識別する店舗識別情報の画像を撮影するための画面や、利用者U或いは店舗の店員から決済額の入力を受け付けるための画面、決済情報が決済サーバ10へ送信されたことを示す画面などを表示させる。

【0071】

(3. 決済サーバの構成)

20

次に、図5を用いて、決済サーバ10の構成について説明する。図5は、実施形態に係る決済サーバの構成例を示す図である。図5に示すように、決済サーバ10は、通信部20と、記憶部30と、制御部40とを有する。

【0072】

(通信部20について)

通信部20は、例えば、NIC等によって実現される。そして、通信部20は、ネットワークNと有線または無線で接続され、端末装置100や、事業者サーバ200等との間で情報の送受信を行う。

【0073】

(記憶部30について)

30

記憶部30は、例えば、RAM、フラッシュメモリ等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。図2に示すように、記憶部30は、口座データベース31と、請求情報データベース32とを有する。

【0074】

(口座データベース31について)

口座データベース31は、利用者や事業者の口座に関する各種の情報を記憶する。ここで、図6を用いて、口座データベース31が記憶する情報の一例を説明する。図6は、実施形態に係る口座データベースの一例を示す図である。図6の例において、口座データベース31は、「口座ID」、「所有者情報」、「口座残高」といった項目を有する。

【0075】

40

「口座ID」は、口座を識別するための識別情報を示す。「所有者情報」は、口座を所有する所有者(利用者や事業者)に関する情報を示し、例えば、所有者を識別するための識別情報(識別子)が格納される。「口座残高」は、利用者や事業者が所有する口座の残高を示す。

【0076】

すなわち、図6では、口座ID「AID#1」によって識別される口座の所有者の情報が「利用者#1」であり、口座残高が「7800」である例を示す。

【0077】

(請求情報データベース32について)

請求情報データベース32は、事業者サーバ200から送信される請求情報を記憶する

50

。ここで、図 7 を用いて、請求情報データベース 3 2 が記憶する情報の一例を説明する。図 7 は、実施形態に係る請求情報データベースの一例を示す図である。図 7 の例において、請求情報データベース 3 2 は、「請求情報 ID」、「事業者情報」、「利用者情報」、「請求対象」、「請求額」といった項目を有する。

【0078】

「請求情報 ID」は、請求情報を識別するための識別情報を示す。「事業者情報」は、請求元である事業者に関する情報を示し、例えば、事業者を識別するための識別情報が格納される。「利用者情報」は、請求先である利用者に関する情報を示し、例えば、利用者を識別するための識別情報が格納される。「請求対象」は、請求の対象となる取引対象を示す。「請求額」は、請求先に請求する金額を示す。

10

【0079】

すなわち、図 7 では、請求情報 ID 「AID # 1」によって識別される請求情報に、事業者情報「事業者 # 1」、利用者情報「利用者 # 1」、請求対象「水道」、請求額「5200」などといった情報が含まれる例を示す。

【0080】

(制御部 4 0 について)

制御部 4 0 は、コントローラであり、例えば、CPU や MPU 等によって、決済サーバ 1 0 内部の記憶装置に記憶されている各種プログラムが RAM を作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部 4 0 は、コントローラであり、例えば、ASIC や FPGA 等の集積回路により実現される。実施形態に係る制御部 4 0 は、図 5 に示すように、受付部 4 1 と、提供部 4 2 と、決済処理部 4 3 とを有し、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。

20

【0081】

(受付部 4 1 について)

受付部 4 1 は、請求情報を受け付ける。例えば、図 1 の例において、受付部 4 1 は、料金を課金した利用者を示す情報や、利用者に料金を請求する事業者を示す情報、課金額、請求の対象となる取引対象などを含む請求情報を事業者サーバ 2 0 0 から受け付ける。

【0082】

また、受付部 4 1 は、支払対象となる請求情報の通知を受け付けてもよい。例えば、図 1 の例において、受付部 4 1 は、利用者 U が選択操作を行った支払コンテンツに対応する請求情報の通知を受け付ける。

30

【0083】

(提供部 4 2 について)

提供部 4 2 は、請求情報を配信(提供)する。例えば、図 1 の例において、提供部 4 2 は、利用者 U に対応する請求情報と共に、当該請求情報に対応するコンテンツであって、当該請求情報に対応する請求額の支払いを利用者 U が行うためのコンテンツである支払コンテンツを端末装置 1 0 0 に配信する。

【0084】

(決済処理部 4 3 について)

決済処理部 4 3 は、受付部 4 1 が受け付けた通知に対応する請求情報に従い、決済処理を実行する。例えば、図 1 の例において、決済処理部 4 3 は、利用者 U の口座から、通知された請求情報に対応する請求元の口座へと、請求額分の電子マネーの送金を行う。

40

【0085】

(4. 決済処理のフロー)

図 8 を用いて、実施形態に係る端末装置 1 0 0 の決済処理の手順について説明する。図 8 は、実施形態に係る決済処理の手順の一例を示すフローチャートである。

【0086】

図 8 に示すように、端末装置 1 0 0 は、請求情報を受け付けたか否かを判定する(ステップ S 1 0 1)。請求情報を受け付けていない場合(ステップ S 1 0 1 ; No)、端末装置 1 0 0 は、請求情報を受け付けるまで待機する。一方、請求情報を受け付けた場合(ス

50

ステップ S 1 0 1 ; Yes)、端末装置 1 0 0 は、新たな請求情報が受け付けられた旨を利用者に通知する(ステップ S 1 0 2)。

【0087】

続いて、端末装置 1 0 0 は、利用者が請求情報を選択して支払いを行うための操作を行ったか否か判定する(ステップ S 1 0 3)。操作が行われていない場合(ステップ S 1 0 3 ; No)、端末装置 1 0 0 は、操作が行われるまで待機する。一方、操作が行われた場合(ステップ S 1 0 3 ; Yes)、端末装置 1 0 0 は、選択された請求情報が示す内容の請求に対する支払いを行うための決済処理を実行し(ステップ S 1 0 4)。処理を終了する。

【0088】

10

〔5. 变形例〕

上述の実施形態は一例を示したものであり、種々の変更及び応用が可能である。

【0089】

〔5-1. 請求情報が示す内容について〕

上述の実施形態において、請求情報が示す請求の内容が、水道や電気、ガスなどの利用に応じて利用者に課金される公共料金の支払いに関するものである例を示したが、請求情報はこのような例に限定されず、支払期日が設定された料金の支払いや、所定期間ごとに利用者に課金される料金の支払いに関するものであってもよい。例えば、請求情報が示す請求の内容は、ショッピングサービスにおいて購入した商品の代金や、各種サービス(例えば、サブスクリプションサービス)において発生する料金、家賃、受講料などであってもよい。

20

【0090】

〔5-2. 自動コンテンツの提供について〕

上述の実施形態において、提供部 1 5 2 3 が、利用者が選択した対象情報と対応する対象コンテンツにおいて自動コンテンツを提供する例を示したが、提供部 1 5 2 3 の機能はこのような例に限定されない。例えば、決済処理部 1 5 2 4 が支払帳票を用いた決済処理を実行した場合、提供部 1 5 2 3 は、当該決済処理が実行されたことを示す画面において自動コンテンツを提供してもよい。具体的な例を挙げると、決済処理部 1 5 2 4 が支払帳票を用いた取引対象「電気」に関する決済処理を実行した場合、提供部 1 5 2 3 は、取引対象「電気」に関する請求額の支払いを自動的に行う旨を指示するための自動コンテンツを、当該決済処理が実行されたことを示す画面において提供する。

30

【0091】

〔5-3. 処理態様について〕

上記実施形態において説明した各処理のうち、自動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を手動的に行うこともでき、逆に、手動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的に行うこともできる。この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、具体的な名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。例えば、各図に示した各種情報は、図示した情報に限られない。

【0092】

40

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示の如く構成されることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的な形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。

【0093】

また、上記してきた各実施形態は、処理内容を矛盾させない範囲で適宜組み合わせることが可能である。

【0094】

〔6. 効果〕

上述してきたように、実施形態に係る端末装置 1 0 0 は、受付部 1 5 2 1 と、通知部 1

50

522と、提供部1523と、決済処理部1524と、表示制御部1525とを有する。受付部1521は、請求情報と、支払いを示す支払コンテンツとを受け付ける。通知部1522は、請求情報が受け付けられた場合は、当該請求情報を受け付けた旨を通知する。提供部1523は、利用者に対する請求の内容を示す請求情報を受け付けた場合は、当該請求情報を利用者に提供する。また、提供部1523は、利用者が通知を選択した場合は、請求情報を提供する。決済処理部1524は、利用者が支払いを行うための操作を行った場合は、請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行する。また、決済処理部1524は、口座間の送金を実現する外部のサーバ装置に対し、請求情報が示す請求の内容を通知する。表示制御部1525は、利用者の操作や、決済処理部1524が実行した決済処理などに応じて端末装置の画面の表示を制御する。

10

【0095】

これにより、実施形態に係る端末装置100は、利用者の任意のタイミングで、請求情報が示す請求に対する支払い（送金）を行うことができるため、各種送金のユーザビリティを改善することができる。

【0096】

また、実施形態に係る端末装置100において、例えば、提供部1523は、請求情報と共に、支払いを示す支払コンテンツを利用者に提供する。そして、決済処理部1524は、利用者が支払コンテンツを選択した場合は、当該支払コンテンツとともに提供された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行する。また、提供部1523は、複数の請求情報を利用者に提供する。そして、決済処理部1524は、利用者がいずれかの請求情報を選択した後で操作を行った場合は、選択された請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行する。また、提供部1523は、利用者が支払いを行った請求の内容を示す請求情報の履歴をさらに提供する。また、提供部1523は、請求の対象となる取引対象を示す対象情報を複数表示し、利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求情報を表示する。また、提供部1523は、請求情報として、請求額を示す情報を提供する。また、提供部1523は、請求情報として、請求元を示す情報を提供する。また、提供部1523は、請求情報として、請求の対象となる取引対象を示す情報を提供する。

20

【0097】

これにより、実施形態に係る端末装置100は、事業者からの請求の通知と共に、請求に関連する各種の情報を利用者に提供することできるため、各種送金のユーザビリティを改善することができる。

30

【0098】

また、実施形態に係る端末装置100において、例えば、提供部1523は、利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求情報をとともに、当該対象情報と対応する取引対象に関する請求を自動的に行う旨を示す自動コンテンツを提供する。そして、決済処理部1524は、利用者が自動コンテンツを選択した場合は、利用者が選択した対象情報と対応する取引対象に関する請求が発生した際に自動的に支払を行うための決済処理を実行する。

40

【0099】

これにより、実施形態に係る端末装置100は、事業者からの請求に対して利用者が何らかの操作を行うことなく、事業者に対する送金を行うことができるため、各種送金のユーザビリティを改善することができる。

【0100】

また、実施形態に係る端末装置100において、例えば、提供部1523は、公共料金の支払いに関する請求情報を受け付けた場合は、当該請求情報を利用者に提供する。そして、決済処理部1524は、公共料金の支払いを行うための決済処理を実行する。

【0101】

これにより、実施形態に係る端末装置100は、公共料金の支払帳票に含まれるコードの世も肝などといった操作を行うことなく、公共料金の請求元に対する送金を行うことが

50

できるため、各種送金のユーザビリティを改善することができる。

【0102】

〔7. ハードウェア構成〕

また、上述してきた各実施形態に係る端末装置100は、例えば、図9に示すような構成のコンピュータ1000によって実現される。以下、端末装置100を例に挙げて説明する。図9は、端末装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。コンピュータ1000は、CPU1100、ROM1200、RAM1300、HDD1400、通信インターフェイス(I/F)1500、入出力インターフェイス(I/F)1600、及びメディアインターフェイス(I/F)1700を有する。

【0103】

CPU1100は、ROM1200又はHDD1400に格納されたプログラムに基づいて動作し、各部の制御を行う。ROM1200は、コンピュータ1000の起動時にCPU1100によって実行されるブートプログラムや、コンピュータ1000のハードウェアに依存するプログラム等を格納する。

【0104】

HDD1400は、CPU1100によって実行されるプログラム、及び、かかるプログラムによって使用されるデータ等を記憶する。通信インターフェイス1500は、通信網500(実施形態のネットワークNに対応する)を介して他の機器からデータを受信してCPU1100へ送り、また、通信網500を介してCPU1100が生成したデータを他の機器へ送信する。

【0105】

CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して、ディスプレいやプリンタ等の出力装置、及び、キーボードやマウス等の入力装置を制御する。CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して、入力装置からデータを取得する。また、CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して生成したデータを出力装置へ出力する。

【0106】

メディアインターフェイス1700は、記録媒体1800に格納されたプログラム又はデータを読み取り、RAM1300を介してCPU1100に提供する。CPU1100は、かかるプログラムを、メディアインターフェイス1700を介して記録媒体1800からRAM1300上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。記録媒体1800は、例えばDVD(Digital Versatile Disc)、PD(Phase change rewritable Disk)等の光学記録媒体、MO(Magneto-Optical disk)等の光磁気記録媒体、テープ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリ等である。

【0107】

例えば、コンピュータ1000が端末装置100として機能する場合、コンピュータ1000のCPU1100は、RAM1300上にロードされたプログラムを実行することにより、制御部150の機能を実現する。また、HDD1400には、端末装置100の記憶装置内の各データが格納される。コンピュータ1000のCPU1100は、これらのプログラムを記録媒体1800から読み取って実行するが、他の例として、他の装置から所定の通信網を介してこれらのプログラムを取得してもよい。

【0108】

〔8. その他〕

以上、本願の実施形態のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の欄に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

【0109】

また、上述した端末装置100は、機能によっては外部のプラットフォーム等をAPI(Application Programming Interface)やネットワークコンピューティングなどで呼び出して実現するなど、構成は柔軟に変更できる。

10

20

30

40

50

【0110】

また、特許請求の範囲に記載した「部」は、「手段」や「回路」などに読み替えることができる。例えば、受付部は、受付手段や受付回路に読み替えることができる。

【符号の説明】

【0111】

1 0	決済サーバ	
2 0	通信部	
3 0	記憶部	
3 1	口座データベース	
3 2	請求情報データベース	10
4 0	制御部	
4 1	受付部	
4 2	提供部	
4 3	決済処理部	
1 0 0	端末装置	
1 1 0	通信部	
1 2 0	記憶部	
1 3 0	カメラ	
1 4 0	タッチパネル	
1 5 0	制御部	20
1 5 1	第1アプリケーション	
1 5 2	第2アプリケーション	
1 5 2 1	受付部	
1 5 2 2	通知部	
1 5 2 3	提供部	
1 5 2 4	決済処理部	
1 5 2 5	表示制御部	

【要約】 (修正有)

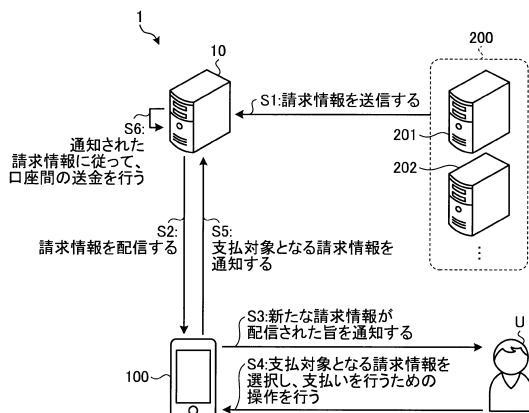
【課題】各種送金のユーザビリティを改善する決済プログラム、決済装置及び決済方法を提供する。

30

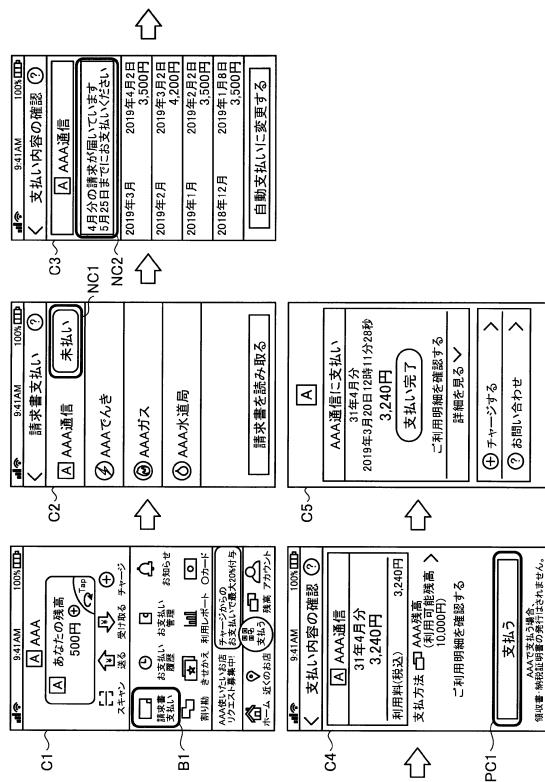
【解決手段】決済システム1において、決済プログラムは、利用者に対する請求の内容を示す請求情報（例えば、料金を課金した利用者（請求先）を示す情報や、利用者に料金を請求する事業者（請求元）を示す情報、課金額（請求額）、請求の対象となる取引対象など）を受け付けた場合は、請求情報を利用者に提供する提供手順と、利用者が支払いを行うための操作を行った場合は、請求情報が示す内容の請求に対する支払を行うための決済処理を実行する決済処理手順とをコンピュータに実行させる。

【選択図】図1

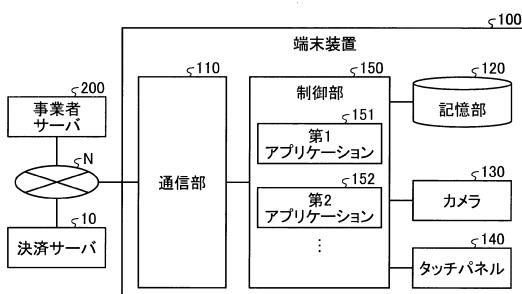
【図1】



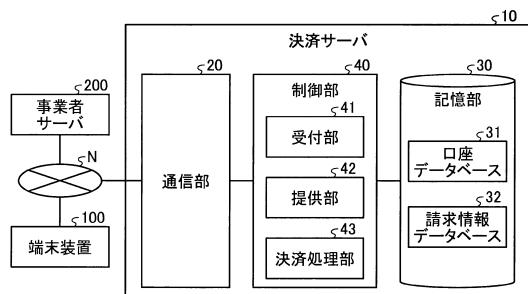
【図2】



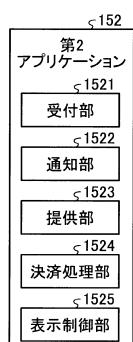
【図3】



【図5】



【図4】



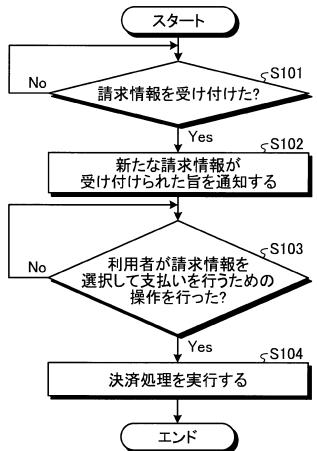
【図6】

口座ID	所有者情報	口座残高	...
AID#1	利用者#1	7800	...
AID#2	事業者#1	253617520	...
AID#3	利用者#2	5200	...
...

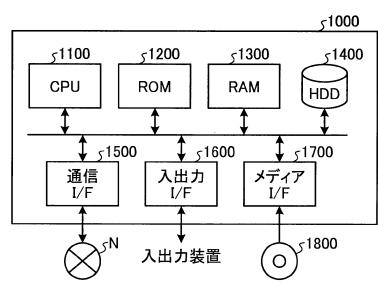
【図7】

請求情報ID	事業者情報	利用者情報	請求対象	請求額	...
AID#1	事業者#1	利用者#1	水道	5200	...
AID#2	事業者#2	利用者#1	ガス	7200	...
AID#3	事業者#1	利用者#2	水道	4900	...
...

【図8】



【図9】



フロントページの続き

(72)発明者 周 甜

東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社内

審査官 上田 威

(56)参考文献 特開2003-108893(JP, A)

特開2004-139255(JP, A)

特開2014-044700(JP, A)

特開2009-290870(JP, A)

特開2015-203887(JP, A)

米国特許出願公開第2019/0244187(US, A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06Q 10/00 - 99/00